

別表 ※●印は新規のもの

特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目

No.	区分	主所管課	行政サービス
1	福祉サービス事業に 関すること	健康福祉課	重度身体障碍者等交通費助成事業(タクシー)に関すること。
		健康福祉課	重度心身障害者医療費助成に関すること。
		子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
		子育て支援課	一般不妊治療費助成に関すること。
		子育て支援課	特定不妊治療費助成に関すること。
		子育て支援課	不育症治療費助成に関すること。
		子育て支援課	子ども医療費助成に関すること。
		子育て支援課	<u>●児童発達支援事業補助に関すること。</u>
		子育て支援課	<u>●放課後等デイサービス事業補助に関すること。</u>
		子育て支援課	<u>●保育所等訪問支援事業補助に関すること。</u>

～特定滞納者とは、滞納者のうち次に掲げる者をいう～

- ① 納税交渉に応じない者
- ② 納税交渉に応じるが、納付意思を示さない者
- ③ 分割納付にも応じず、分納誓約の提出に応じない者
- ④ 分割納付に応じても、分納誓約書を指定の期日までに提出しない者
- ⑤ 分納誓約を理由なく履行しない者